

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う割合を改める。(本則関係)
- 2 この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則関係)